

令和3年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

最高裁判所事務総局

## はじめに

1 本資料は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するため、裁判員法103条に基づき、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況について公表するものである。

本公表は、第13回目の公表であり、令和3年（令和3年1月1日から同年12月31日まで）における裁判員裁判対象事件を対象としている。

2 本資料は、以下の4部構成をとっている。

(1) 第1の「実施状況の概要」（図表1ないし図表10）では、裁判員裁判対象事件の概況データを一覧表で示した上で、裁判員裁判対象事件の新受、終局、未済の各状況及び裁判員等の負担について示した。

(2) 第2の「裁判員等の選任に関する実施状況について」（図表11ないし図表28）では、裁判員候補者名簿の作成から事件ごとの候補者選定、調査票及び質問票の回答に基づく辞退許可等、選任手続期日における裁判員の選任・不選任に至るまでの選任手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、選任手続全般を通じた辞退の許否に関する状況について、データを示した（手続の流れ等については、12頁以下を参照されたい。）。

(3) 第3の「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」（図表29ないし図表76）では、公判前整理手続から公判審理、評議、裁判の結果（判決等）、上訴に至る裁判手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、公判前整理手続や公判審理に要した期間等について、データを示した（手続の流れ等については、39頁以下を参照されたい。）。

(4) 第4の「その他」（図表77ないし図表82）では、弁護士及び通訳人、裁判員法違反に関する統計データを示した。

3 本資料の統計、図表その他の計数資料は、主に、司法統計年報、通達に基づく裁判統計報告書及び刑事局への各種報告等によるものである。

4 本資料の全般に用いられる特別法等の略称や用語の定義、平均値の算出方法については、凡例のとおりである。

令和4年7月

最高裁判所事務総局

# 凡 例

## 1 特別法、政令の略称

[略称]	[法令、政令名]
裁判員法（又は「法」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判員規則（又は「規」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
辞退政令	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

## 2 用語の定義・説明

（※[頁]は最初に掲載されたページ数のみを記載した（ただし、図表1、29を除く）。）

[用語]	[定義・説明]	[頁]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。	1
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数。ただし、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。	2
延べ人員	1人の被告人、裁判員候補者及び被害者等を重複して計上することがある場合をいう。例えば、同一の被告人に対する複数の事件が各別に起訴された場合には、その後、これら複数の事件を併合して審理、終局した場合であっても、事件ごとに員数を計上した。	2

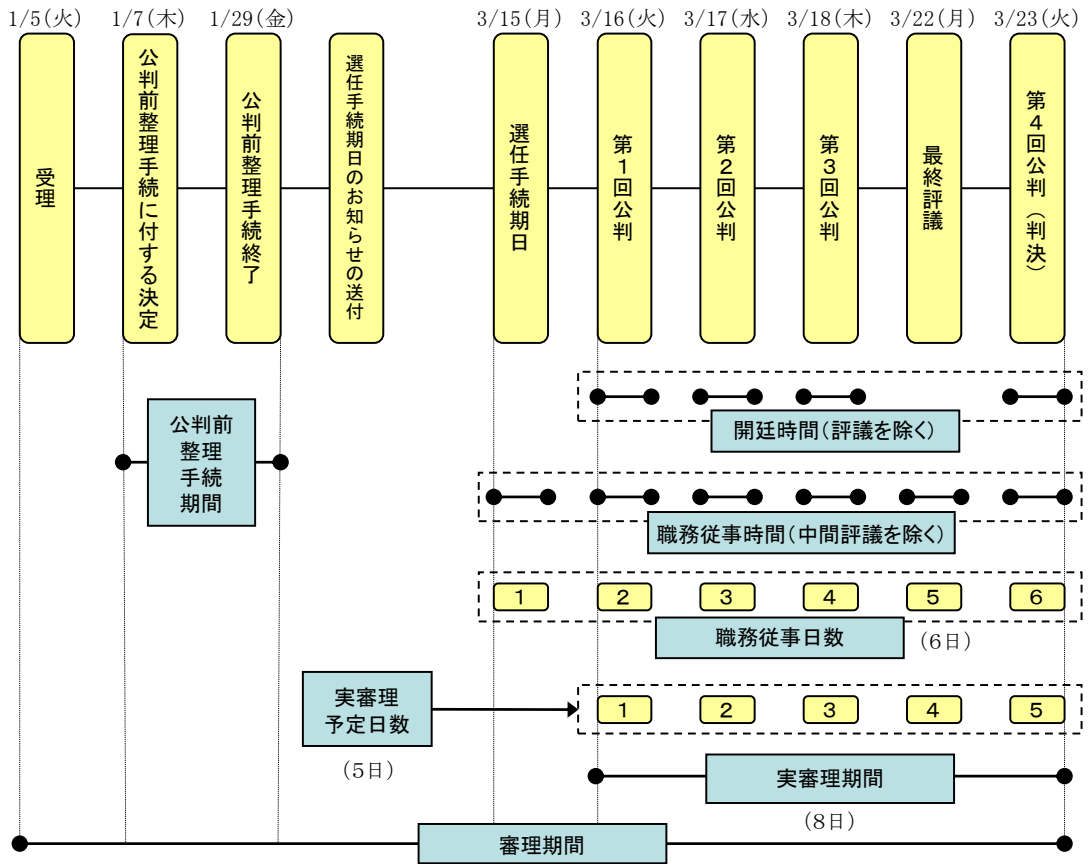
[用語]	[定義・説明]	[頁]
終局人員	判決、決定、その他で終局した被告人の員数。裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、各被告人の員数を計上し、同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、全事件を通じて1人として計上した。ただし、同一の被告人に対する事件を分離し、各別に終局となった場合には、終局した事件ごとに1人として計上した。	5
実人員	1人の被告人、裁判員候補者名簿登録者、選任された裁判員等を1人として計上する場合をいう。例えば、同一の被告人について複数の起訴があり、その事件の審理が併合されたまま終局したときでも1人として計上し、2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは、手続及び判決が1つであっても2人として計上した。	5
罪名（終局時）	未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。複数の罪名に当たる事件を併合審理した場合で、有罪（一部無罪を含む。）のときは処断罪名を、無罪やその他のときは起訴されている（訴因変更があった場合は変更後の）罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。	5
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員法3条1項及び3条の2第1項の除外決定があったもの及び裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない（実人員）。 ただし、公判前整理手続に関する図表の判決人員は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を含まないため、他の図表の判決人員とは異なる。	5
未済人員	起訴後、裁判所に事件は係属しているが、終局に至らない被告人の員数。本資料においては、令和3年12月31日現在の未済人員を計上した。	7
職務従事日数	裁判員等が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	10
職務従事時間	選任手続期日に要した時間、開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間（中間評議に要した時間を含まない。）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	10

[用語]	[定義・説明]	[頁]
自白	終局の段階において、全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。	10
否認	終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。	10
終局件数	裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとの件数（終局した被告人の員数を計上する終局人員とは異なる。）。原則として、被告人単位で計上しているが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人について計上している。	10
地方裁判所	全国に設置されている50か所の各地方裁判所をいう。	12
受訴裁判所 (又は「裁判所」)	当該事件を審理する裁判体をいう。裁判員が選任される前は、裁判官3人（又は1人）の組織であり、裁判員選任後は、これに裁判員6人（又は4人）を加えた組織をいう。	12
選任手続期日	法27条1項で定める期日をいう。法97条1項による選任予定裁判員から裁判員等を選任する手続期日を含まない。	12
実審理予定日数	裁判員等選任手続期日のお知らせに記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	15
選定された裁判員候補者数	起訴された裁判員裁判対象事件について、受訴裁判所が定め、地方裁判所がくじで選んだ裁判員候補者の員数をいう。選定があった後、法3条1項及び3条の2第1項の除外決定がされた場合や法5条ただし書によって取り扱われることとなった場合、裁判員が参加する合議体で審理が行われることなく、公訴棄却・移送等で終局した場合には、選定された裁判員候補者の数は計上していない。また、法28条の追加呼出しの場合に定められた追加して呼び出すべき裁判員候補者の員数及び法90条の選任予定裁判員を選定するために呼び出すべき裁判員候補者の員数を含むが、選定後、選任手続期日の指定を取り消したため、選定を取り消された裁判員候補者の員数を含まない。	19
呼び出さない措置がされた裁判員候補者	選定された裁判員候補者のうち、1)裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、2)欠格事由・就職禁止事由に該当する場合及び3)法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	20

[用語]	[定義・説明]	[頁]
<p>辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者</p>	<p>呼び出さない措置がされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められて呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう。</p>	20
<p>辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者</p>	<p>選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう。</p>	20
<p>呼出取消しがされた裁判員候補者</p>	<p>選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、欠格事由・就職禁止事由に該当する場合又は法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。</p>	22
<p>辞退が認められた裁判員候補者（選任手続全般を通じて）</p>	<p>1) 辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者、2) 辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者及び3) 選任手続期日に辞退が認められた裁判員候補者の合計をいう。</p>	34
<p>審理期間</p>	<p>事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）（凡例 VI 頁のイメージ参照）。</p>	40
<p>公判前整理手続期間</p>	<p>公判前整理手続に付する旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間（月数）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。</p>	40
<p>実審理期間</p>	<p>第1回公判期日から終局（判決宣告）までの期間（日数）をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む（凡例 VI 頁のイメージ参照）。</p>	40
<p>開廷時間</p>	<p>公判期日及び刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等の公判準備に要した全ての時間をいう。評議（中間評議の時間を含む。）の時間を含まない（凡例 VI 頁のイメージ参照）。</p>	40
<p>証人尋問時間、被告人質問時間</p>	<p>「検察官」の尋問（質問）時間には、被害者（委託弁護士を含む。）の尋問（質問）時間を含み、「弁護人」の証人尋問時間には、被告人本人による尋問時間を含む。また、「裁判体」とは、裁判官及び裁判員をいう。</p>	40

[用語]	[定義・説明]	[頁]
取調べ証拠数	検察官又は弁護士（被告人を含む。）が請求し、取り調べられた書証、物証及び人証の合計数をいう。双方請求の場合は、それぞれに重複して計上したため、延べ数である。	57
取調べ証人数	検察官若しくは弁護士（被告人を含む。）が請求し又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。取調べ証拠数とは異なり、実人員数を計上した（同一の証人を検察側、弁護士側双方が請求し、取り調べた場合には、1人として計上した。）。	57
裁判員裁判対象罪名の事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行前に起訴された法2条1項該当事件。	79

<期間・時間に関するイメージ>



(注) 日付は架空のものである。



### 3 数値の算出方法

#### (1) 平均値の算出方法

##### ア 平均審理期間

平均審理期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。なお、（ ）内は階級の代表値で月数を示す。

1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5） 6月以内（4.5） 1年以内（9）  
2年以内（18） 3年以内（30） 3年を超えるもの（60） の8区分

##### イ 平均公判前整理手続期間

平均公判前整理手続期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。（ ）内は階級の代表値で月数を示す。なお、統計数値の収集実績に伴い、平成23年の資料から分布の表示方法及び代表値を変更した。

15日以内（0.5） 1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5）  
6月以内（4.5） 9月以内（7.5） 1年以内（10.5） 1年3月以内（13.5）  
1年6月以内（16.5） 1年9月以内（19.5） 2年以内（22.5）  
2年3月以内（25.5） 2年6月以内（28.5） 2年9月以内（31.5）  
3年以内（34.5） 3年を超えるもの（48） の16区分

##### ウ その他の平均値

上記以外の平均値（選任された補充裁判員数の平均、平均開廷回数、平均取調べ証拠数、平均実審理期間、平均評議時間等）は、対象となる人数、回数、日数等の和をサンプル数で除する方法によって算出した。

#### (2) 構成比及び比率（％）の算出方法

構成比及び比率は小数第2位を四捨五入する方法で算出した。そのため、項目ごとの合計が100.0%にならない場合がある。



# 目 次

## 第 1 実施状況の概要

1	概況	1
	図表 1	裁判員裁判対象事件の概況データ (1)
2	新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）	2
	図表 2	地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員 (2)
	図表 3	庁別の新受人員 (3)
	図表 4	罪名別の新受人員 (4)
3	終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）	5
	図表 5	庁別の終局人員 (5)
	図表 6	罪名別の終局人員 (6)
4	未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））	7
	図表 7-1	庁別の未済人員 (7)
	図表 7-2	係属期間別の未済人員 (8)
	(参考) 庁別の新受、終局及び未済の各人員	9
5	裁判員等の負担	10
	図表 8	職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別） (10)
	図表 9	職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別） (10)
	図表 10	職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別） (11)

## 第 2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1	本項の概要	12
	(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ	12
	(2) 本項における集計の在り方	15

2	名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び 地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	16
図表 1 1	裁判員候補者名簿登録人数、調査票回答者数、就職禁止 事由申出者数、定型的辞退事由申出者数（庁別）	(17)
図表 1 2	月別の参加困難月申出者数	(18)
3	「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階	19
(1)	裁判員候補者の選定	19
図表 1 3	実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否 認別）	(19)
(参考)	平均実審理予定日数の推移	(19)
(2)	辞退許可の状況	20
図表 1 4	選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞 退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）	(20)
図表 1 5	選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞 退が認められた裁判員候補者数（庁別）	(21)
4	選任手続期日当日	22
(1)	出席状況	22
図表 1 6	出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）	(22)
(2)	辞退申立て、許否に関する状況	23
図表 1 7	選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退 が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定 日数別）	(23)
(3)	不選任に関する状況	24
図表 1 8	選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者 数及びその内訳（実審理予定日数別）	(24)
(4)	選任の状況	25
図表 1 9	選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）	(26)
図表 2 0	選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判 員及び補充裁判員の属性	(28)
図表 2 1	選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任さ れた補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）	(30)
(5)	解任の状況	31
図表 2 2	解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数 別）	(31)
(6)	その他	32
図表 2 3	出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席し た裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）	(32)

5	辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）	33
図表 2 4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	(33)
図表 2 5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）	(34)
図表 2 6	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（％）（庁別）	(36)
図表 2 7	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（％）（辞退事由別）	(38)
図表 2 8	終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合	(38)

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1	本項の概要	39
(1)	裁判員の参加する公判手続の対象となる事件・合議体の構成	39
(2)	裁判員裁判における公判手続の流れ	39
(3)	本項における集計の在り方	43
2	概況	44
図表 2 9	裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ	(44)
3	審理	44
(1)	合議体の構成・除外決定	44
図表 3 0	合議体の構成別の判決人員（罪名別）	(45)
図表 3 1	合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）	(45)
図表 3 2	罪名別の除外決定がされた判決人員	(45)
(2)	公判前整理手続	46
図表 3 3	公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）	(46)
図表 3 4	罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員	(47)
図表 3 5	自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(48)
(参考)	裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移（総数・自白・否認）	(49)
(参考)	裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移（総数・自白・否認）	(49)
図表 3 6	自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(50)

図表 3 7	自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間	(51)
図表 3 8	第 1 回公判期日前の鑑定（法 5 0 条）の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(51)
図表 3 9	開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(52)
図表 4 0	審理段階別の平均日数（自白否認別）	(53)
(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	54
図表 4 1	自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間	(54)
図表 4 2	実審理期間（第 1 回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）	(54)
図表 4 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）	(55)
図表 4 4	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	(56)
図表 4 5	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第 1 回公判期日前の鑑定（法 5 0 条）の有無別）	(56)
(4) 公判審理（証拠調べ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	57
図表 4 6	取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）	(57)
図表 4 7	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）	(58)
図表 4 8	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（罪名別）	(59)
図表 4 9	証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）	(60)
図表 5 0	証人 1 人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人 1 人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）	(60)
図表 5 1	被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）	(61)
図表 5 2	開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布	(61)
図表 5 3	開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布	(62)
図表 5 4	開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布	(62)
図表 5 5	平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）	(63)
図表 5 6	取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）	(64)
図表 5 7	自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数	(64)
(5) 客観的併合	・・・・・・・・・・・・・・・・	65
図表 5 8 - 1	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）	(65)
図表 5 8 - 2	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び	

	平均取調べ証拠数（否認事件）	(65)
図表 5 9 - 1	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）	(66)
図表 5 9 - 2	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）	(66)
図表 6 0 - 1	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（自白事件）	(67)
図表 6 0 - 2	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（否認事件）	(67)
図表 6 1 - 1	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（自白事件）	(68)
図表 6 1 - 2	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（否認事件）	(68)
(6) 区分審理	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
図表 6 2	区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳	(69)
図表 6 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別）	(69)
図表 6 4	開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）	(70)
(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令	・・・・・・・・・・・・・・・・	71
図表 6 5	裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）	(71)
4 評議	・・・・・・・・・・・・・・・・	72
図表 6 6	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	(72)
図表 6 7	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）	(73)
図表 6 8	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）	(74)
5 裁判の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	75
図表 6 9	罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員	(75)
図表 7 0 - 1	庁別・終局区分別の終局人員	(76)
図表 7 0 - 2	罪名別・終局区分別の終局人員	(77)
図表 7 1	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員	(78)
6 控訴	・・・・・・・・・・・・・・・・	79
図表 7 2	第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）	(79)
図表 7 3	第一審結果別の控訴審結果の分布	(80)
図表 7 4	終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員	

	の分布	(81)
(参考)	控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(82)
7	上告	83
図表 7 5	控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）	(83)
図表 7 6	控訴審結果別の上告審結果の分布	(84)
(参考)	上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(85)

#### 第 4 その他

図表 7 7	弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）	(87)
図表 7 8	罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(88)
図表 7 9	言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(89)
図表 8 0	手話通訳人等の付いた被告人の判決人員	(90)
図表 8 1	手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、 裁判員等の員数	(90)
図表 8 2	裁判員法違反事件の処理状況	(91)



## 第1 実施状況の概要

## 1 概況

令和3年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

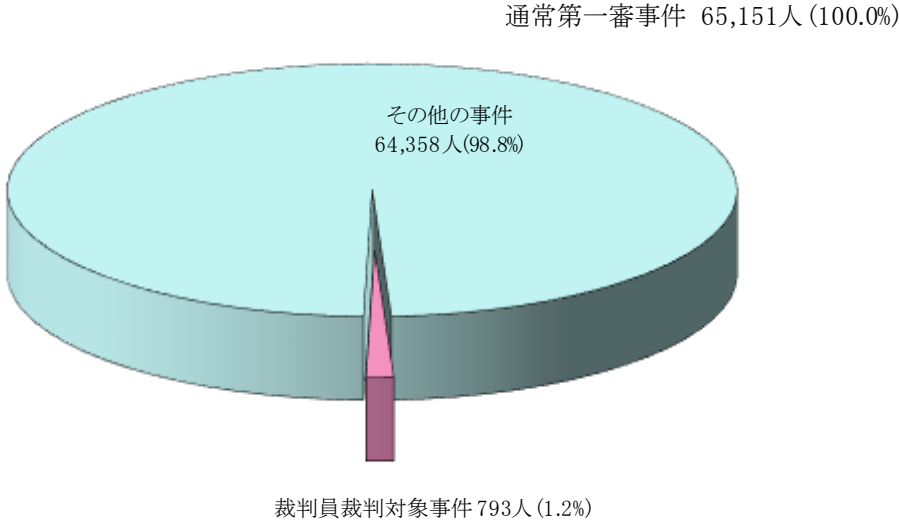
第1 実施状況の 概要	新受人員(延べ人員)	793(人)	(注) 図表2～4参照
	新受人員(実人員)	767(人)	(注) 図表7-2の次の(参考)参照
	終局人員(実人員)	928(人)	(注) 図表5、6、70、71参照
	平均職務従事日数	7.6(日)	(注) 図表8参照
第2 裁判員等の 選任に関する 実施状況 について	裁判員候補者名簿登録人数	236,600(人)	(注) 図表11、12、19参照
	選定された裁判員候補者の数	101,150(人)	(注) 図表13～16等参照
	平均実審理予定日数	7.1(日)	(注) 図表13(参考)参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	24,729(人)	(注) 図表16～18等参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	71.5(%)	(注) 図表16、24参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	67,639(人)	(注) 図表25、28参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	66.9(%)	(注) 図表26～28参照
	選任された裁判員の数	5,226(人)	(注) 図表19参照
選任された補充裁判員の数	1,769(人)	”	
第3 裁判員の参 加する公判 手続の実施 状況につい て	平均審理期間	12.6(月)	(注) 図表35、36、39、41参照
	平均実審理期間	13.8(日)	(注) 図表42参照
	平均開廷回数	5.1(回)	(注) 図表43～45、63参照
	平均取調べ証拠数	22.3(個)	(注) 図表46参照
	平均取調べ証人数	2.9(人)	(注) 図表47、48参照
	平均証人尋問時間	246.5(分)	(注) 図表49、55参照
	平均被告人質問時間	194.2(分)	(注) 図表51、55参照
	被害者参加の申出があった判決人員	222(人)	(注) 図表65参照
平均評議時間	836.2(分)	(注) 図表66～68参照	
第4 その他	通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	107(人)	(注) 図表78、79参照

2 新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）

令和3年1月1日から12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員（「延べ人員」である。）は793人であり、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の新受人員（6万5151人）の1.2%を占めている（以上、図表2）。

同年における裁判員裁判対象事件の新受人員を庁別及び罪名別にみると、図表3及び図表4のとおりである。

図表2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



(注) 1 延べ人員である。  
2 通常第一審事件には再審事件を含む。  
3 裁判員裁判対象事件には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

図表3 庁別の新受人員

総数	793		
東京地裁本庁	74	広島地裁本庁	12
東京地裁立川支部	17	山口地裁本庁	10
横浜地裁本庁	57	岡山地裁本庁	10
横浜地裁小田原支部	3	鳥取地裁本庁	3
さいたま地裁本庁	46	松江地裁本庁	2
千葉地裁本庁	51	福岡地裁本庁	29
水戸地裁本庁	28	福岡地裁小倉支部	9
宇都宮地裁本庁	14	佐賀地裁本庁	1
前橋地裁本庁	12	長崎地裁本庁	10
静岡地裁本庁	8	大分地裁本庁	6
静岡地裁沼津支部	15	熊本地裁本庁	6
静岡地裁浜松支部	3	鹿児島地裁本庁	11
甲府地裁本庁	3	宮崎地裁本庁	7
長野地裁本庁	8	那覇地裁本庁	11
長野地裁松本支部	4	仙台地裁本庁	22
新潟地裁本庁	11	福島地裁本庁	1
大阪地裁本庁	62	福島地裁郡山支部	5
大阪地裁堺支部	11	山形地裁本庁	1
京都地裁本庁	21	盛岡地裁本庁	8
神戸地裁本庁	16	秋田地裁本庁	6
神戸地裁姫路支部	8	青森地裁本庁	3
奈良地裁本庁	5	札幌地裁本庁	15
大津地裁本庁	8	函館地裁本庁	2
和歌山地裁本庁	6	旭川地裁本庁	2
名古屋地裁本庁	36	釧路地裁本庁	2
名古屋地裁岡崎支部	7	高松地裁本庁	10
津地裁本庁	15	徳島地裁本庁	6
岐阜地裁本庁	10	高知地裁本庁	-
福井地裁本庁	6	松山地裁本庁	4
金沢地裁本庁	4		
富山地裁本庁	10		

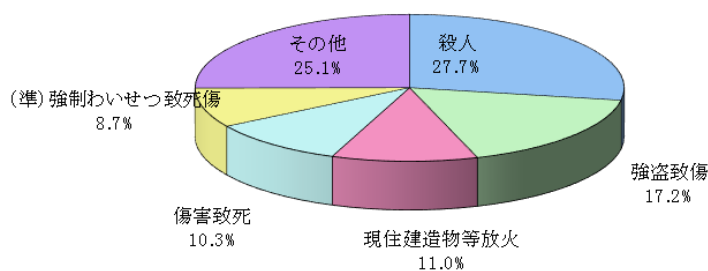
(注) 1 延べ人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

図表4 罪名別の新受人員

総数	793
殺人	220
強盗致傷	136
現住建造物等放火	87
傷害致死	82
(準)強制わいせつ致死傷	69
(準)強制性交等致死傷	47
覚醒剤取締法違反	28
危険運転致死	25
強盗・強制性交等	23
拐取者身の代金取得等	22
強盗致死(強盗殺人)	12
偽造通貨行使	11
身の代金拐取	8
銃刀法違反	5
通貨偽造	4
保護責任者遺棄致死	3
強盗・強制性交等致死	2
爆発物取締罰則違反	2
その他	7

- (注) 1 延べ人員である。  
 2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。  
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。  
 4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。  
 5 「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。  
 6 「(準)強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷を含む。  
 7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。  
 8 「強盗・強制性交等致死」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦致死を含む。  
 9 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。



## 3 終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）

令和3年における裁判員裁判対象事件の終局人員（「実人員」である。）は、928人であり、庁別、罪名別にみると、図表5及び図表6のとおりである（うち、有罪人員（一部無罪を含む。）は892人であり、判決人員に対する有罪率は98.7%である。）。

なお、令和3年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は、4万6735人である。

図表5 庁別の終局人員

総数	928		
東京地裁本庁	115	広島地裁本庁	15
東京地裁立川支部	30	山口地裁本庁	4
横浜地裁本庁	57	岡山地裁本庁	12
横浜地裁小田原支部	5	鳥取地裁本庁	-
さいたま地裁本庁	42	松江地裁本庁	4
千葉地裁本庁	67	福岡地裁本庁	35
水戸地裁本庁	28	福岡地裁小倉支部	10
宇都宮地裁本庁	11	佐賀地裁本庁	1
前橋地裁本庁	11	長崎地裁本庁	9
静岡地裁本庁	6	大分地裁本庁	5
静岡地裁沼津支部	7	熊本地裁本庁	10
静岡地裁浜松支部	11	鹿児島地裁本庁	10
甲府地裁本庁	4	宮崎地裁本庁	4
長野地裁本庁	8	那覇地裁本庁	9
長野地裁松本支部	8	仙台地裁本庁	12
新潟地裁本庁	9	福島地裁本庁	3
大阪地裁本庁	83	福島地裁郡山支部	5
大阪地裁堺支部	21	山形地裁本庁	3
京都地裁本庁	15	盛岡地裁本庁	5
神戸地裁本庁	29	秋田地裁本庁	2
神戸地裁姫路支部	13	青森地裁本庁	11
奈良地裁本庁	8	札幌地裁本庁	17
大津地裁本庁	13	函館地裁本庁	6
和歌山地裁本庁	4	旭川地裁本庁	2
名古屋地裁本庁	40	釧路地裁本庁	6
名古屋地裁岡崎支部	9	高松地裁本庁	7
津地裁本庁	20	徳島地裁本庁	3
岐阜地裁本庁	20	高知地裁本庁	6
福井地裁本庁	2	松山地裁本庁	5
金沢地裁本庁	5		
富山地裁本庁	6		

（注）1 実人員である。

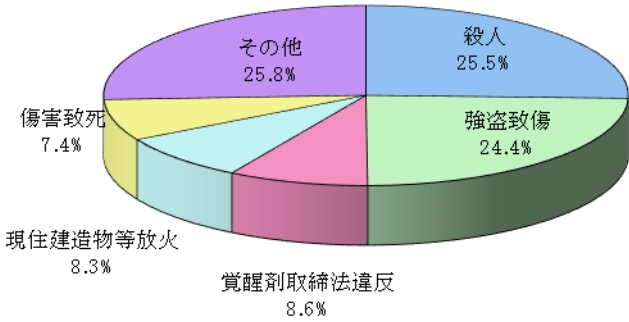
2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表6 罪名別の終局人員

総数	928
殺人	237
強盗致傷	226
覚醒剤取締法違反	80
現住建造物等放火	77
傷害致死	69
(準)強制わいせつ致死傷	64
(準)強制性交等致死傷	35
強盗致死(強盗殺人)	27
麻薬特例法違反	27
危険運転致死	25
強盗・強制性交等	21
(準)強姦致死傷	7
保護責任者遺棄致死	6
拐取者身の代金取得等	6
銃刀法違反	5
偽造通貨行使	4
傷害	3
爆発物取締罰則違反	3
過失運転致死	2
非現住建造物等放火	1
(準)強制わいせつ	1
窃盗	1
関税法違反	1

- (注) 1 実人員である。
- 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。



## 4 未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））

令和3年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員（併合された事件を含む「延べ人員」である。）は1,352人であり、庁別、係属期間別にみると、図表7のとおりである。

なお、同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は、2万2497人である。

図表7-1 庁別の未済人員

総数	1,352		
東京地裁本庁	293	広島地裁本庁	19
東京地裁立川支部	30	山口地裁本庁	10
横浜地裁本庁	75	岡山地裁本庁	36
横浜地裁小田原支部	3	鳥取地裁本庁	3
さいたま地裁本庁	86	松江地裁本庁	2
千葉地裁本庁	76	福岡地裁本庁	48
水戸地裁本庁	50	福岡地裁小倉支部	15
宇都宮地裁本庁	16	佐賀地裁本庁	1
前橋地裁本庁	9	長崎地裁本庁	11
静岡地裁本庁	8	大分地裁本庁	4
静岡地裁沼津支部	15	熊本地裁本庁	6
静岡地裁浜松支部	3	鹿児島地裁本庁	8
甲府地裁本庁	8	宮崎地裁本庁	9
長野地裁本庁	9	那覇地裁本庁	7
長野地裁松本支部	3	仙台地裁本庁	27
新潟地裁本庁	13	福島地裁本庁	-
大阪地裁本庁	99	福島地裁郡山支部	5
大阪地裁堺支部	18	山形地裁本庁	1
京都地裁本庁	25	盛岡地裁本庁	7
神戸地裁本庁	55	秋田地裁本庁	6
神戸地裁姫路支部	11	青森地裁本庁	7
奈良地裁本庁	3	札幌地裁本庁	11
大津地裁本庁	29	函館地裁本庁	-
和歌山地裁本庁	6	旭川地裁本庁	6
名古屋地裁本庁	71	釧路地裁本庁	3
名古屋地裁岡崎支部	5	高松地裁本庁	7
津地裁本庁	14	徳島地裁本庁	7
岐阜地裁本庁	17	高知地裁本庁	2
福井地裁本庁	7	松山地裁本庁	5
金沢地裁本庁	3		
富山地裁本庁	19		

(注) 1 延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表7-2 係属期間別の未済人員

総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
1,352	109	210	282	393	270	88

- (注) 1 延べ人員である。  
2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。  
3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。



## (参考) 庁別の新受、終局及び未済の各人員

	新受	終局	未済
総数	767	928	794
東京地裁本庁	74	115	101
東京地裁立川支部	15	30	17
横浜地裁本庁	55	57	57
横浜地裁小田原支部	3	5	3
さいたま地裁本庁	45	42	50
千葉地裁本庁	50	67	50
水戸地裁本庁	21	28	22
宇都宮地裁本庁	14	11	16
前橋地裁本庁	11	11	8
静岡地裁本庁	8	6	8
静岡地裁沼津支部	10	7	8
静岡地裁浜松支部	3	11	2
甲府地裁本庁	5	4	4
長野地裁本庁	9	8	9
長野地裁松本支部	4	8	2
新潟地裁本庁	9	9	10
大阪地裁本庁	60	83	56
大阪地裁堺支部	11	21	10
京都地裁本庁	20	15	23
神戸地裁本庁	16	29	22
神戸地裁姫路支部	8	13	6
奈良地裁本庁	5	8	3
大津地裁本庁	8	13	8
和歌山地裁本庁	6	4	6
名古屋地裁本庁	35	40	39
名古屋地裁岡崎支部	7	9	5
津地裁本庁	12	20	9
岐阜地裁本庁	10	20	11
福井地裁本庁	6	2	7
金沢地裁本庁	4	5	3
富山地裁本庁	10	6	12

	新受	終局	未済
広島地裁本庁	12	15	18
山口地裁本庁	10	4	9
岡山地裁本庁	11	12	19
鳥取地裁本庁	3	-	3
松江地裁本庁	2	4	2
福岡地裁本庁	27	35	33
福岡地裁小倉支部	10	10	8
佐賀地裁本庁	1	1	1
長崎地裁本庁	10	9	9
大分地裁本庁	6	5	4
熊本地裁本庁	6	10	3
鹿児島地裁本庁	10	10	7
宮崎地裁本庁	7	4	9
那覇地裁本庁	11	9	7
仙台地裁本庁	22	12	21
福島地裁本庁	1	3	-
福島地裁郡山支部	5	5	4
山形地裁本庁	1	3	1
盛岡地裁本庁	8	5	6
秋田地裁本庁	6	2	6
青森地裁本庁	3	11	3
札幌地裁本庁	15	17	10
函館地裁本庁	2	6	-
旭川地裁本庁	2	2	3
釧路地裁本庁	2	6	2
高松地裁本庁	10	7	7
徳島地裁本庁	6	3	6
高知地裁本庁	-	6	1
松山地裁本庁	4	5	5

- (注) 1 実人員であり、令和3年12月末現在の数値である。  
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。  
 3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって計上した。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 前年の未済人員があるため、新受-終局=未済とはならない。  
 6 概数である。

## 5 裁判員等の負担

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

	終局 件数	職 務 従 事 日 数									平均職務 従事日数 (日)
		3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上	
総数	844	-	(5.0) 42	(16.2) 137	(24.2) 204	(15.3) 129	(10.8) 91	(8.5) 72	(6.3) 53	(13.7) 116	7.6
自白	390	-	(10.8) 42	(31.8) 124	(32.6) 127	(13.3) 52	(7.2) 28	(1.8) 7	(1.0) 4	(1.5) 6	5.9
否認	454	-	-	(2.9) 13	(17.0) 77	(17.0) 77	(13.9) 63	(14.3) 65	(10.8) 49	(24.2) 110	9.1

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 ( ) は終局件数に対する割合 (%) である。

図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

	判決 人員	職 務 従 事 時 間								平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	27時間 以内	30時間 以内	30時間 を超える	
総数	904	29	81	109	144	120	74	55	292	27.6
自白	419	29	68	83	85	61	29	20	44	20.5
否認	485	-	13	26	59	59	45	35	248	33.7

(注) 実人員である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

	判決人員	職務従事時間								平均職務従事時間(時)
		12時間以内	15時間以内	18時間以内	21時間以内	24時間以内	27時間以内	30時間以内	30時間を超える	
総数	904	29	81	109	144	120	74	55	292	27.6
殺人	230	4	14	23	39	34	28	14	74	28.7
強盗致傷	215	5	19	18	36	27	13	13	84	27.9
覚醒剤取締法違反	79	4	2	10	10	4	4	4	41	32.9
現住建造物等放火	75	3	6	15	14	12	5	4	16	23.6
傷害致死	69	-	6	11	7	5	8	7	25	30.5
(準)強制わいせつ致死傷	63	4	11	17	13	8	-	2	8	21.2
(準)強制性交等致死傷	35	2	6	4	5	5	3	1	9	24.2
強盗致死(強盗殺人)	27	-	1	1	-	4	3	4	14	36.8
麻薬特例法違反	26	2	5	3	8	4	-	1	3	19.8
危険運転致死	25	1	4	3	4	3	1	2	7	25.0
強盗・強制性交等	20	1	2	2	2	8	1	1	3	24.2
(準)強姦致死傷	7	-	3	-	1	-	2	-	1	23.4
保護責任者遺棄致死	6	-	-	-	-	2	2	-	2	27.9
拐取者身の代金取得等	6	-	-	1	1	1	2	-	1	26.9
銃刀法違反	5	-	1	1	-	-	-	2	1	31.7
偽造通貨行使	4	3	-	-	-	1	-	-	-	13.1
傷害	3	-	-	-	1	1	1	-	-	23.1
爆発物取締罰則違反	3	-	-	-	1	-	1	-	1	36.6
過失運転致死	2	-	-	-	-	1	-	-	1	37.0
非現住建造物等放火	1	-	1	-	-	-	-	-	-	14.5
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	-	-	-	1	40.5
窃盗	1	-	-	-	1	-	-	-	-	19.8
関税法違反	1	-	-	-	1	-	-	-	-	19.3

(注) 実人員である。

## 2 裁判員等の選任に関する実施状況について

### 1 本項の概要

#### (1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

##### ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋頃、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿登録者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する(法23条1項)。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月頃にその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面(名簿記載通知)が送付される(法25条)\*1。

このとき、あわせて調査票を送付し、1年間を通じた辞退希望\*2の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月(参加困難月\*3)の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか(就職禁止事由\*4)などを尋ねる(規15条)。

令和2年に作成された裁判員候補者名簿(令和3年用)の登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

##### イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ(選定)。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で(呼び出さない措置)、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日(選任手続期日)に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ」と題する書面を送付する(法26条、27条)。

---

\*1 令和2年に作成された裁判員候補者名簿(令和3年用)に記載された18歳及び19歳の裁判員候補者は、名簿作成後直ちに消除されるため(公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年6月19日法律第43号)附則10条)、名簿記載通知は送付されない。なお、同条は、令和4年4月1日施行の少年法等の一部を改正する法律により削除された。

\*2 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由(定型的辞退事由)は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である(法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ)。

\*3 調査票により参加困難月(上限2か月)を申し出ることができる事情(辞退事由)は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である(法16条8号イないしホ、辞退政令1号ないし3号、6号)。

\*4 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる(法15条)。

このとき、あわせて、**質問票**を送付し、裁判員になることができない事由（**欠格事由**<sup>\*5</sup>、就職禁止事由等）の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有無及びその事情などを尋ねる（法30条）。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し（**呼出取消し**）、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する（法27条5項・6項）<sup>\*6</sup>。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

#### ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由<sup>\*7</sup>や辞退申立ての有無について質問する<sup>\*8</sup>（法34条1項）。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者及び検察官・弁護人から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求を経てこれらの事由があると判断された（**理由を付した不選任**）裁判員候補者を除外し、更に検察官・弁護人から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で（**理由を示さない不選任**<sup>\*9</sup>）、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員<sup>\*10</sup>及び事件ごとに決められた数の補充裁判員（上限6人）が選任される（法34条4項・

---

\*5 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者などが挙げられる（法14条）。

\*6 事件によっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある（分離発送方式）。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を送付しない措置（呼び出さない措置）をとることになる。

\*7 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由（被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条）についても確認する。

\*8 平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、①被害者特定事項の秘匿の決定があった事件では、裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由なく同事項を明らかにしてはならず、②同事項が明らかにされた場合、裁判長は、裁判員候補者に対し、同事項を公にしてはならない旨告知し、③その告知を受けた同候補者又は当該候補者であった者は、これを公にしてはならないこととされた（法33条の2）。

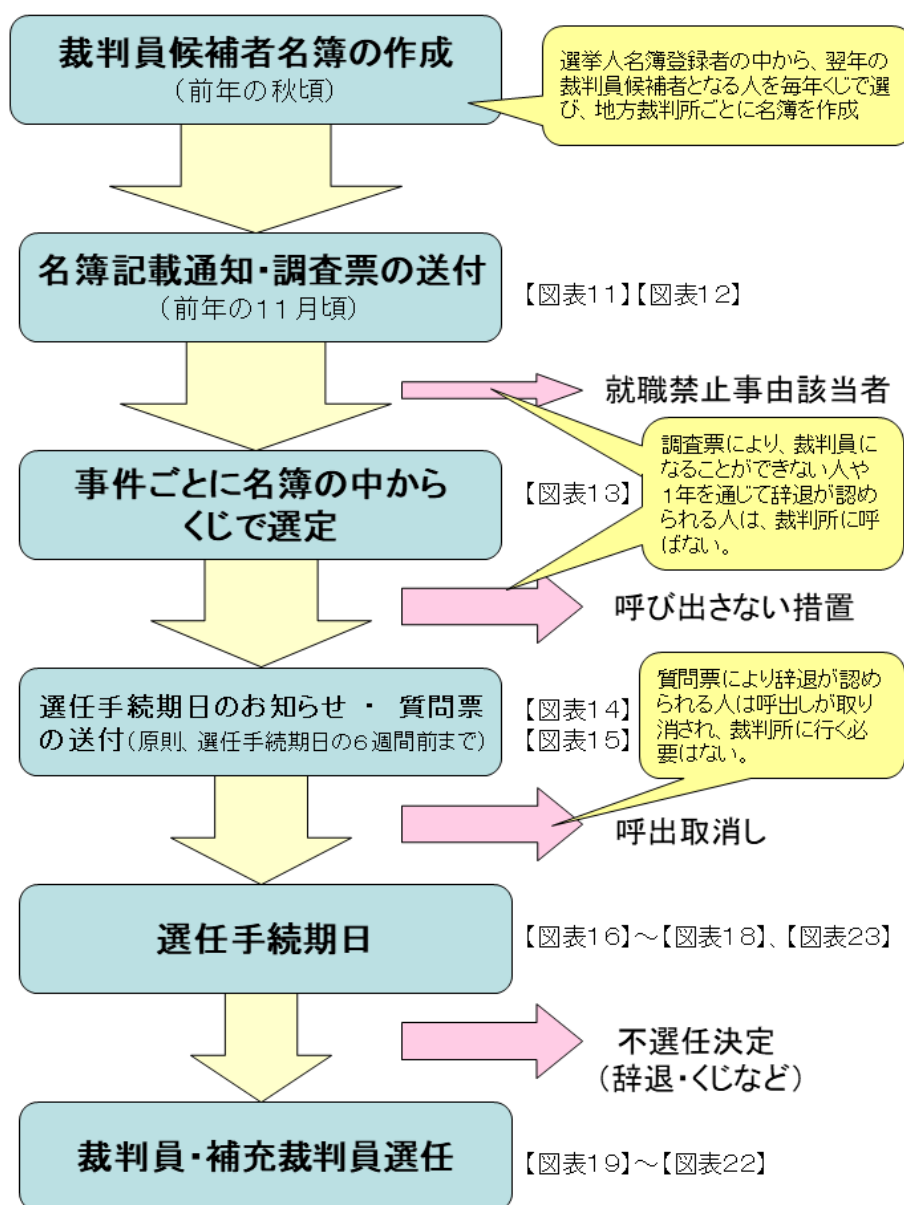
\*9 検察官及び弁護人は、裁判員候補者について、それぞれ4人（補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人）を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（法36条）。

\*10 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる（法2条3項）。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

7項、36条、37条)。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】～【図表28】

(2) 本項における集計の在り方

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日当日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとされている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、以下、上記の3段階に分けた集計等を基本に据えて、裁判員等の選任に関する実施状況を概観した。なお、一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要があるといえるので、質問票送付段階及び選任手続期日当日については、実審理予定日数とのクロス集計も活用して集計した。

併せて、中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況については、より詳細な情報を図表25ないし図表28で示した。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

令和3年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計23万6600人（選挙人名簿登録者全体の約0.22%であり、選挙人名簿登録者約447人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、8万0992人であり<sup>\*11</sup>、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,762人である。

---

\*11 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。



図表1-1 裁判員候補者名簿登録人数、調査票回答者数、就職禁止事由申出者数、定型的辞退事由申出者数（庁別）

庁名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	236,600	80,992	1,393	58,275	広島地裁本庁	4,300	1,520	27	1,122
裁判員候補者名簿登録人数に占める割合(%)	100.0	34.2	0.6	24.6	山口地裁本庁	2,600	1,025	16	809
東京地裁本庁	23,000	6,953	161	4,443	岡山地裁本庁	4,000	1,401	16	1,054
東京地裁立川支部	4,700	1,525	23	1,043	鳥取地裁本庁	1,200	412	8	305
横浜地裁本庁	8,900	2,980	47	2,017	松江地裁本庁	1,100	418	7	349
横浜地裁小田原支部	2,100	753	8	574	福岡地裁本庁	11,400	3,696	63	2,615
さいたま地裁本庁	9,400	3,260	43	2,374	福岡地裁小倉支部	3,300	1,143	14	876
千葉地裁本庁	23,400	8,077	147	5,798	佐賀地裁本庁	1,100	381	9	287
水戸地裁本庁	6,100	1,993	41	1,469	長崎地裁本庁	1,400	475	15	334
宇都宮地裁本庁	3,000	1,047	14	790	大分地裁本庁	1,400	504	12	393
前橋地裁本庁	3,700	1,257	18	928	熊本地裁本庁	2,100	718	12	509
静岡地裁本庁	1,700	626	4	478	鹿児島地裁本庁	3,300	1,136	20	852
静岡地裁沼津支部	1,900	668	13	492	宮崎地裁本庁	1,400	451	10	353
静岡地裁浜松支部	1,500	563	11	396	那覇地裁本庁	4,000	994	39	634
甲府地裁本庁	2,900	1,065	19	748	仙台地裁本庁	3,000	1,023	21	711
長野地裁本庁	1,300	502	5	382	福島地裁本庁	1,200	420	8	314
長野地裁松本支部	1,300	516	1	376	福島地裁郡山支部	1,800	610	10	447
新潟地裁本庁	2,700	1,082	8	782	山形地裁本庁	1,500	533	9	390
大阪地裁本庁	20,000	6,764	97	4,858	盛岡地裁本庁	1,200	423	8	310
大阪地裁堺支部	3,800	1,277	24	975	秋田地裁本庁	2,100	818	20	625
京都地裁本庁	5,300	1,894	37	1,384	青森地裁本庁	1,900	690	10	514
神戸地裁本庁	6,400	2,276	41	1,638	札幌地裁本庁	5,200	1,841	49	1,337
神戸地裁姫路支部	2,600	855	9	558	函館地裁本庁	1,200	452	11	347
奈良地裁本庁	1,600	592	5	464	旭川地裁本庁	1,800	700	24	529
大津地裁本庁	3,800	1,375	18	1,001	釧路地裁本庁	1,400	508	13	360
和歌山地裁本庁	1,600	593	3	477	高松地裁本庁	1,500	529	10	404
名古屋地裁本庁	10,900	3,766	57	2,651	徳島地裁本庁	2,800	920	14	706
名古屋地裁岡崎支部	1,700	595	5	423	高知地裁本庁	1,300	423	5	339
津地裁本庁	2,900	1,034	15	747	松山地裁本庁	1,200	468	6	349
岐阜地裁本庁	2,700	1,038	15	774					
福井地裁本庁	1,200	423	5	324					
金沢地裁本庁	1,200	424	5	308					
富山地裁本庁	1,600	587	8	429					

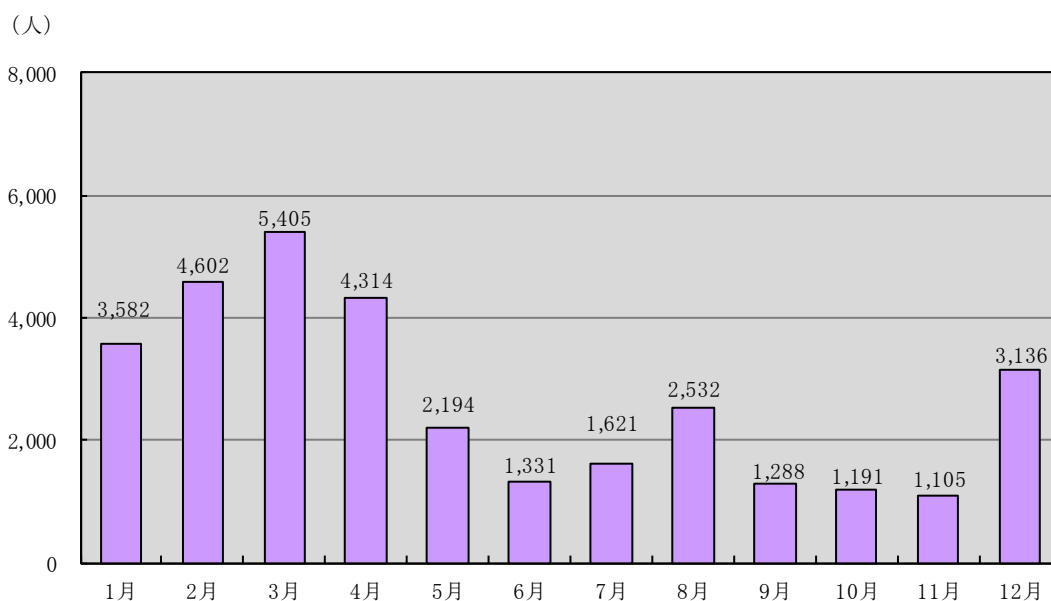
(注) 1 実人員であり、概数である。

- 「裁判員候補者名簿登録人数」には、実際には裁判員候補者には選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。  
なお、18歳及び19歳の者については、名簿作成後直ちに削除されるため、「調査票回答者数」には含まれない。
- 「就職禁止事由申出者数」とは、調査票において、就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿登録人数	調査票 回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月	うち2月	うち3月	うち4月	うち5月	うち6月
			参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者
(100.0)	(34.2)	(13.7)	(1.5)	(1.9)	(2.3)	(1.8)	(0.9)	(0.6)
236,600	80,992	32,301	3,582	4,602	5,405	4,314	2,194	1,331
			うち7月	うち8月	うち9月	うち10月	うち11月	うち12月
			参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者	参加 困難者
			(0.7)	(1.1)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(1.3)
			1,621	2,532	1,288	1,191	1,105	3,136

- (注) 1 概数である。  
 2 「裁判員候補者名簿登録人数」及び「調査票回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。  
 3 「裁判員候補者名簿登録人数」には、実際には裁判員候補者には選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。なお、18歳及び19歳の者については、名簿作成後直ちに消除されるため、「調査票回答者数」には含まれない。  
 4 ( ) は裁判員候補者名簿登録人数全体に占める割合(%)である。



3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、10万1150人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

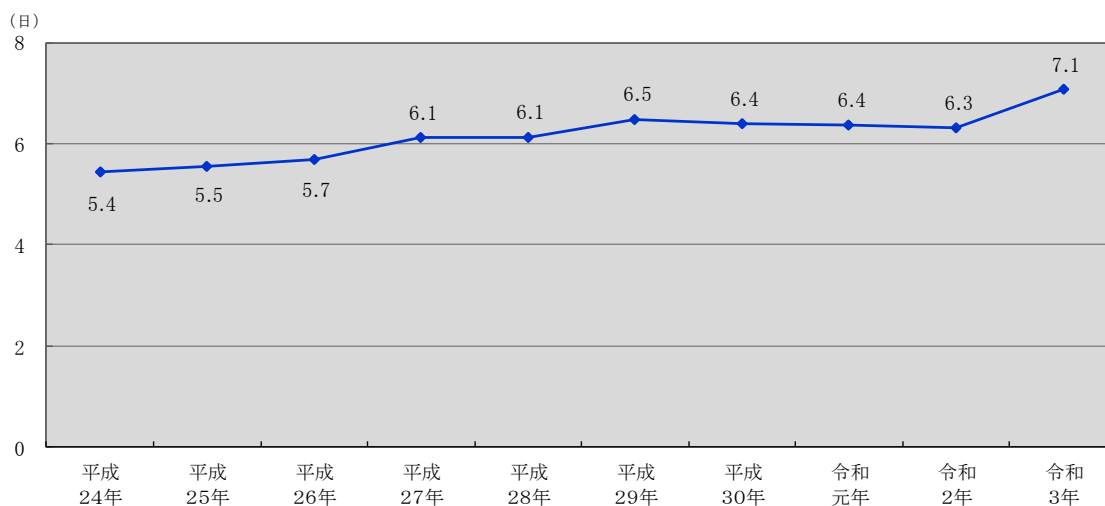
また、平成24年から令和3年までの平均実審理予定日数のデータを参考添付した。

図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決人員	選定された裁判員候補者数	実 審 理 予 定 日 数									
			2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	904	[111.9] 101,150	-	[86.6] 3,030	[96.9] 12,502	[99.8] 19,260	[100.9] 14,630	[114.3] 12,227	[108.1] 7,350	[118.5] 7,346	[122.5] 6,735	[164.3] 18,070
自白	419	[104.1] 43,599	-	[86.6] 3,030	[97.5] 11,892	[101.1] 12,735	[102.6] 6,770	[120.8] 4,107	[98.6] 1,085	[148.0] 1,480	[164.3] 1,150	[168.8] 1,350
否認	485	[118.7] 57,551	-	-	[87.1] 610	[97.4] 6,525	[99.5] 7,860	[111.2] 8,120	[109.9] 6,265	[112.8] 5,866	[116.4] 5,585	[163.9] 16,720

- (注) 1 延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 [ ]は選定された裁判員候補者数の平均である。  
 3 選定された裁判員候補者数の平均は、 $\frac{\text{選定された裁判員候補者数(延べ人員)}}{\text{判決人員(実人員)}}$ により算出した。□  
 4 選任手続期日を取り消されたものを除く。

(参考) 平均実審理予定日数の推移



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		（選定された裁判員候補者数）	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（2）	呼び出さない措置がされた	呼出状を送付した裁判員候補者数（1・2）	（辞退申請による呼出取消しがされた裁判員候補者数）	（選任手続期日前に辞退がされた裁判員候補者数）
				（3）			
総数		101,150	(31.8) 32,155	(31.0) 31,342	(68.2) 68,995	(32.8) 33,139	(63.7) 64,481
実審理予定日数	2日以内	-	-	-	-	-	-
	3日	3,030	(30.0) 908	(29.2) 885	(70.0) 2,122	(28.2) 855	(57.4) 1,740
	4日	12,502	(32.6) 4,072	(31.8) 3,970	(67.4) 8,430	(30.5) 3,817	(62.3) 7,787
	5日	19,260	(32.0) 6,169	(31.2) 6,015	(68.0) 13,091	(31.6) 6,082	(62.8) 12,097
	6日	14,630	(30.9) 4,522	(30.0) 4,391	(69.1) 10,108	(31.8) 4,658	(61.9) 9,049
	7日	12,227	(32.9) 4,027	(32.1) 3,925	(67.1) 8,200	(31.8) 3,890	(63.9) 7,815
	8日	7,350	(31.2) 2,293	(30.5) 2,243	(68.8) 5,057	(32.5) 2,389	(63.0) 4,632
	9日	7,346	(30.2) 2,216	(29.5) 2,168	(69.8) 5,130	(35.2) 2,583	(64.7) 4,751
	10日	6,735	(31.7) 2,135	(30.9) 2,078	(68.3) 4,600	(33.5) 2,254	(64.3) 4,332
	11日以上	18,070	(32.2) 5,813	(31.4) 5,667	(67.8) 12,257	(36.6) 6,611	(67.9) 12,278

- (注) 1 延べ人員である。  
 2 ( ) は選定された裁判員候補者に対する割合 (%) である。  
 3 選任手続期日が取り消されたものを除く。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(庁別)

	選定された裁判員候補者数(1)	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(2)	うち辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)		呼出状を送付した裁判員候補者数(1+2)	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者数(4)	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(3+4)		選定された裁判員候補者数(1)	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(2)	うち辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)		呼出状を送付した裁判員候補者数(1+2)	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者数(4)	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(3+4)
			呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)	呼出状を送付した裁判員候補者数(1+2)							呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(3)	呼出状を送付した裁判員候補者数(1+2)			
総数	101,150	32,155	31,342	68,995	33,139	64,481									
東京地裁本庁	9,720	2,743	2,632	6,977	3,018	5,650									
東京地裁立川支部	2,410	698	686	1,712	755	1,441									
横浜地裁本庁	5,780	1,697	1,650	4,083	1,925	3,575									
横浜地裁小田原支部	495	159	153	336	159	312									
さいたま地裁本庁	4,040	1,315	1,289	2,725	1,220	2,509									
千葉地裁本庁	8,755	3,201	3,098	5,554	2,425	5,523									
水戸地裁本庁	3,715	1,329	1,293	2,386	1,139	2,432									
宇都宮地裁本庁	1,210	345	340	865	425	765									
前橋地裁本庁	590	184	182	406	205	387									
静岡地裁本庁	565	188	187	377	175	362									
静岡地裁沼津支部	700	276	268	424	212	480									
静岡地裁浜松支部	1,330	518	516	812	390	906									
甲府地裁本庁	600	202	201	398	175	376									
長野地裁本庁	765	295	294	470	254	548									
長野地裁松本支部	700	234	232	466	262	494									
新潟地裁本庁	1,180	350	347	830	457	804									
大阪地裁本庁	8,830	2,801	2,702	6,029	2,569	5,271									
大阪地裁堺支部	2,540	936	922	1,604	680	1,602									
京都地裁本庁	1,590	508	493	1,082	514	1,007									
神戸地裁本庁	2,411	839	819	1,572	688	1,507									
神戸地裁姫路支部	1,339	493	489	846	438	927									
奈良地裁本庁	860	268	258	592	230	488									
大津地裁本庁	1,320	373	369	947	514	883									
和歌山地裁本庁	540	200	199	340	191	390									
名古屋地裁本庁	4,770	1,666	1,633	3,104	1,469	3,102									
名古屋地裁岡崎支部	755	246	239	509	197	436									
津地裁本庁	2,500	661	651	1,839	961	1,612									
岐阜地裁本庁	2,800	924	906	1,876	1,111	2,017									
福井地裁本庁	205	53	53	152	72	125									
金沢地裁本庁	775	272	261	503	209	470									
富山地裁本庁	980	302	296	678	403	699									
広島地裁本庁	1,540	462	451	1,078	524	975									
山口地裁本庁	430	140	136	290	151	287									
岡山地裁本庁	1,475	458	449	1,017	515	964									
鳥取地裁本庁	-	-	-	-	-	-									
松江地裁本庁	475	152	151	323	148	299									
福岡地裁本庁	3,870	1,023	1,000	2,847	1,575	2,575									
福岡地裁小倉支部	1,245	352	343	893	412	755									
佐賀地裁本庁	90	22	21	68	30	51									
長崎地裁本庁	1,120	330	324	790	461	785									
大分地裁本庁	510	178	174	332	160	334									
熊本地裁本庁	1,120	356	349	764	366	715									
鹿児島地裁本庁	1,340	439	433	901	450	883									
宮崎地裁本庁	540	161	157	379	201	358									
那覇地裁本庁	1,310	351	316	959	457	773									
仙台地裁本庁	1,360	372	366	988	568	934									
福島地裁本庁	520	133	130	387	231	361									
福島地裁郡山支部	735	229	220	506	281	501									
山形地裁本庁	430	131	129	299	180	309									
盛岡地裁本庁	415	132	128	283	141	269									
秋田地裁本庁	100	23	23	77	37	60									
青森地裁本庁	1,745	533	518	1,212	669	1,187									
札幌地裁本庁	1,710	593	583	1,117	517	1,100									
函館地裁本庁	705	229	225	476	271	496									
旭川地裁本庁	240	61	61	179	102	163									
釧路地裁本庁	810	222	218	588	343	561									
高松地裁本庁	705	197	195	508	235	430									
徳島地裁本庁	480	148	143	332	206	349									
高知地裁本庁	660	210	208	450	252	460									
松山地裁本庁	700	242	233	458	214	447									

(注)1 延べ人員である。

2 選任手続期日が取り消されたものを除く。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

### 4 選任手続期日当日

#### (1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、2万4729人で、出席率は、71.5%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
判決人員	904	-	35	129	193	145	107	68	62	55	110
選定された裁判員候補者の数 (A)	[111.9] 101,150	-	[86.6] 3,030	[96.9] 12,502	[99.8] 19,260	[100.9] 14,630	[114.3] 12,227	[108.1] 7,350	[118.5] 7,346	[122.5] 6,735	[164.3] 18,070
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[76.3] 68,995	-	[60.6] 2,122	[65.3] 8,430	[67.8] 13,091	[69.7] 10,108	[76.6] 8,200	[74.4] 5,057	[82.7] 5,130	[83.6] 4,600	[111.4] 12,257
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[38.0] 34,385	-	[25.1] 880	[30.7] 3,954	[32.8] 6,340	[33.3] 4,826	[37.8] 4,041	[36.7] 2,493	[43.1] 2,673	[42.3] 2,328	[62.3] 6,850
〔うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数〕	[36.7] 33,139	-	[24.4] 855	[29.6] 3,817	[31.5] 6,082	[32.1] 4,658	[36.4] 3,890	[35.1] 2,389	[41.7] 2,583	[41.0] 2,254	[60.1] 6,611
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[27.4] 24,729	-	[26.4] 923	[25.2] 3,257	[25.3] 4,892	[26.7] 3,876	[28.1] 3,012	[26.1] 1,775	[28.7] 1,782	[29.0] 1,596	[32.9] 3,616
出席率(%) (D/(B-C))	71.5	-	74.3	72.8	72.5	73.4	72.4	69.2	72.5	70.2	66.9
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	24.4	-	30.5	26.1	25.4	26.5	24.6	24.1	24.3	23.7	20.0

- (注) 1 判決人員は実人員である。  
 2 裁判員候補者数は延べ人員である。  
 3 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。  
 4 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、3,245人で、同期日に出席した裁判員候補者2万4729人に占める割合は13.1%である。また、辞退が認められた総数は、3,158人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	24,729	-	923	3,257	4,892	3,876	3,012	1,775	1,782	1,596	3,616
辞退を申し立てた裁判員候補者数	3,245	-	68	373	538	468	371	210	296	249	672
辞退が認められた裁判員候補者数	《97.3》 3,158	-	《98.5》 67	《95.7》 357	《95.4》 513	《97.6》 457	《95.1》 353	《99.0》 208	《99.3》 294	《98.0》 244	《99.0》 665
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(1.8) 58	-	-	(2.2) 8	(0.6) 3	(3.1) 14	(1.4) 5	(1.9) 4	(2.4) 7	(3.3) 8	(1.4) 9
疾病傷害(法16条8号イ)	(3.2) 101	-	(4.5) 3	(3.9) 14	(3.7) 19	(2.8) 13	(4.5) 16	(2.4) 5	(3.4) 10	(2.0) 5	(2.4) 16
介護養育(法16条8号ロ)	(6.7) 213	-	(7.5) 5	(6.2) 22	(8.6) 44	(5.7) 26	(4.8) 17	(9.6) 20	(9.2) 27	(4.9) 12	(6.0) 40
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(45.3) 1,430	-	(44.8) 30	(46.2) 165	(40.4) 207	(49.5) 226	(46.2) 163	(45.7) 95	(35.4) 104	(46.7) 114	(49.0) 326
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(4.9) 154	-	(4.5) 3	(4.2) 15	(5.7) 29	(3.9) 18	(4.0) 14	(3.4) 7	(4.4) 13	(7.4) 18	(5.6) 37
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.2) 5	-	(1.5) 1	-	(0.6) 3	(0.2) 1	-	-	-	-	-
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.3) 40	-	(1.5) 1	(0.8) 3	(1.4) 7	(0.9) 4	(1.4) 5	(1.4) 3	(2.4) 7	(1.2) 3	(1.1) 7
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(2.3) 74	-	-	(2.5) 9	(1.9) 10	(2.2) 10	(2.3) 8	(1.4) 3	(1.0) 3	(2.5) 6	(3.8) 25
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 4	-	-	(0.6) 2	-	(0.2) 1	-	-	-	-	(0.2) 1
遠隔地(辞退政令5号)	(0.6) 18	-	-	(0.6) 2	(0.6) 3	(0.2) 1	-	(1.0) 2	(1.0) 3	(0.8) 2	(0.8) 5
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(33.6) 1,061	-	(35.8) 24	(32.8) 117	(36.6) 188	(31.3) 143	(35.4) 125	(33.2) 69	(40.8) 120	(31.1) 76	(29.9) 199

(注) 1 延べ人員である。  
 2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。  
 3 ( )は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

### (3) 不選任に関する状況

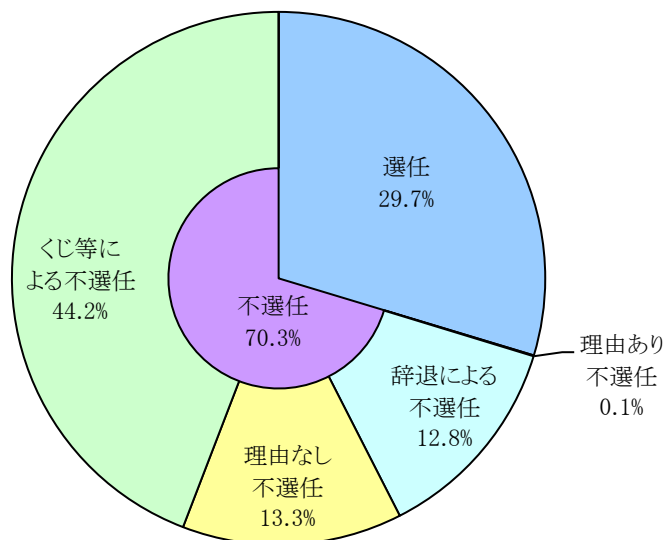
選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を  
実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選  
任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳  
(実審理予定日数別)

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日 以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上
判決人員	904	-	35	129	193	145	107	68	62	55	110
選任手続期日に出席した裁判員候補者	[27.4] 24,729	-	[26.4] 923	[25.2] 3,257	[25.3] 4,892	[26.7] 3,876	[28.1] 3,012	[26.1] 1,775	[28.7] 1,782	[29.0] 1,596	[32.9] 3,616
不選任決定がされた裁判員候補者数	[19.2] 17,392	-	[18.5] 646	[17.3] 2,232	[17.4] 3,350	[18.7] 2,713	[20.1] 2,153	[18.1] 1,229	[20.6] 1,278	[20.9] 1,149	[24.0] 2,642
理由あり不選任(法34条4項)	[0.0] 13	-	-	[0.0] 1	[0.0] 3	[0.0] 2	[0.0] 2	-	[0.0] 1	-	[0.0] 4
辞退による不選任(法34条7項)	[3.5] 3,158	-	[1.9] 67	[2.8] 357	[2.7] 513	[3.2] 457	[3.3] 353	[3.1] 208	[4.7] 294	[4.4] 244	[6.0] 665
理由なし不選任(法36条) 注4	[3.7] 3,300	-	[3.3] 114	[3.2] 415	[3.5] 669	[3.8] 550	[3.6] 383	[3.2] 215	[3.3] 206	[3.9] 217	[4.8] 531
くじ等による不選任(法37条3項)	[12.1] 10,921	-	[13.3] 465	[11.3] 1,459	[11.2] 2,165	[11.8] 1,704	[13.2] 1,415	[11.9] 806	[12.5] 777	[12.5] 688	[13.1] 1,442
質問なし不選任(規35条2項、3項) 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 判決人員は実人員である。  
 2 裁判員候補者数は延べ人員である。  
 3 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。  
 4 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）  
 5 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。





(注) 「選任」の割合は、延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)（実人員）からは算出できない。

#### (4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿登録から裁判員等に選任されるまでの各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表20のとおりである。

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された裁判 員候補者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された補 充裁判員の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	904	105,683,884	236,600	101,150	5,226	1,769	3.0
東京地裁本庁	113	7,908,060	23,000	9,720	663	210	3.8
東京地裁立川支部	29	3,536,200	4,700	2,410	152	50	4.3
横浜地裁本庁	56	6,665,623	8,900	5,780	313	108	4.7
横浜地裁小田原支部	5	998,691	2,100	495	31	10	2.0
さいたま地裁本庁	40	6,137,247	9,400	4,040	232	77	3.3
千葉地裁本庁	67	5,257,400	23,400	8,755	376	129	2.2
水戸地裁本庁	28	2,429,454	6,100	3,715	174	59	3.8
宇都宮地裁本庁	11	1,634,152	3,000	1,210	66	22	2.9
前橋地裁本庁	6	1,626,571	3,700	590	36	12	1.3
静岡地裁本庁	5	981,177	1,700	565	30	12	2.5
静岡地裁沼津支部	7	1,015,239	1,900	700	44	14	3.1
静岡地裁浜松支部	11	1,072,061	1,500	1,330	57	20	5.1
甲府地裁本庁	4	691,879	2,900	600	24	10	1.2
長野地裁本庁	8	866,006	1,300	765	49	16	5.0
長野地裁松本支部	7	873,536	1,300	700	44	14	4.5
新潟地裁本庁	8	1,901,088	2,700	1,180	44	15	2.2
大阪地裁本庁	81	5,317,819	20,000	8,830	483	165	3.2
大阪地裁堺支部	21	2,005,629	3,800	2,540	117	39	4.1
京都地裁本庁	15	2,114,130	5,300	1,590	92	32	2.3
神戸地裁本庁	26	3,259,654	6,400	2,411	142	45	2.9
神戸地裁姫路支部	13	1,341,037	2,600	1,339	66	15	3.1
奈良地裁本庁	8	1,143,128	1,600	860	48	16	4.0
大津地裁本庁	13	1,153,327	3,800	1,320	82	30	2.9
和歌山地裁本庁	4	811,764	1,600	540	25	7	2.0
名古屋地裁本庁	40	4,224,830	10,900	4,770	221	77	2.7
名古屋地裁岡崎支部	9	1,901,152	1,700	755	54	17	4.2
津地裁本庁	20	1,492,476	2,900	2,500	104	34	4.8
岐阜地裁本庁	20	1,669,753	2,700	2,800	109	37	5.4
福井地裁本庁	2	644,537	1,200	205	12	4	1.3
金沢地裁本庁	5	950,829	1,200	775	32	12	3.7
富山地裁本庁	6	888,343	1,600	980	37	18	3.4
広島地裁本庁	14	2,295,521	4,300	1,540	87	32	2.8
山口地裁本庁	4	1,155,208	2,600	430	24	8	1.2
岡山地裁本庁	12	1,579,369	4,000	1,475	77	27	2.6
鳥取地裁本庁	-	470,034	1,200	-	-	-	0.0
松江地裁本庁	4	567,443	1,100	475	24	8	2.9

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された裁判 員候補者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された補 充裁判員の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	33	3,169,568	11,400	3,870	176	61	2.1
福岡地裁小倉支部	10	1,064,290	3,300	1,245	48	16	1.9
佐賀地裁本庁	1	680,810	1,100	90	6	2	0.7
長崎地裁本庁	9	1,131,692	1,400	1,120	54	18	5.1
大分地裁本庁	5	965,544	1,400	510	30	10	2.9
熊本地裁本庁	10	1,467,541	2,100	1,120	61	20	3.9
鹿児島地裁本庁	10	1,353,946	3,300	1,340	64	20	2.5
宮崎地裁本庁	4	911,674	1,400	540	24	10	2.4
那覇地裁本庁	9	1,168,224	4,000	1,310	55	19	1.9
仙台地裁本庁	11	1,932,621	3,000	1,360	69	27	3.2
福島地裁本庁	3	455,626	1,200	520	20	7	2.3
福島地裁郡山支部	5	1,138,432	1,800	735	31	11	2.3
山形地裁本庁	3	919,606	1,500	430	18	7	1.7
盛岡地裁本庁	5	1,054,555	1,200	415	30	10	3.3
秋田地裁本庁	1	857,867	2,100	100	6	2	0.4
青森地裁本庁	11	1,097,550	1,900	1,745	59	19	4.1
札幌地裁本庁	17	2,820,858	5,200	1,710	98	34	2.5
函館地裁本庁	6	374,975	1,200	705	37	12	4.1
旭川地裁本庁	2	570,912	1,800	240	12	5	0.9
釧路地裁本庁	6	753,871	1,400	810	36	12	3.4
高松地裁本庁	7	819,320	1,500	705	42	14	3.7
徳島地裁本庁	3	631,582	2,800	480	18	6	0.9
高知地裁本庁	6	606,899	1,300	660	30	10	3.1
松山地裁本庁	5	1,155,554	1,200	700	31	16	3.9

- (注) 1 延べ人員(判決人員は実人員)である。  
2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、実人員であり、概数である。  
3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
4 「選挙人名簿登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した選挙人名簿に登録された者の総数である。  
5 「裁判員候補者名簿登録人数」は、実人員であり、概数である。  
6 「裁判員候補者名簿登録人数」には、実際には選定されない裁判員候補者である18歳及び19歳の者が含まれる。なお、18歳及び19歳の者については、名簿作成後直ちに消除されるため、「選定された裁判員候補者の数」には含まれない。

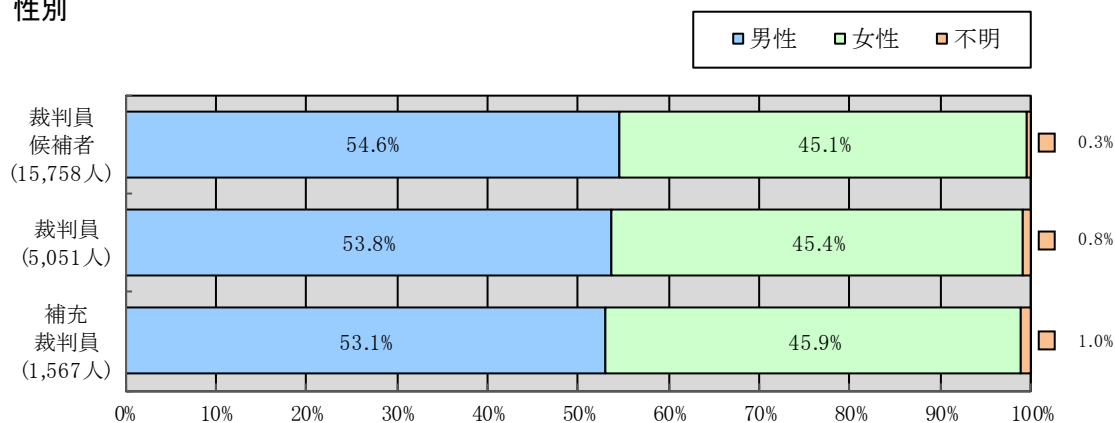
図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び  
補充裁判員の属性

		裁判員 候補者	裁判員	補充 裁判員
総 数		15,758	5,051	1,567
性別	男性	8,601	2,716	832
	女性	7,103	2,293	720
	不明	54	42	15
年代別	20代	2,071	635	218
	30代	2,709	905	296
	40代	3,896	1,283	385
	50代	3,471	1,220	391
	60代	2,981	818	214
	70歳以上	576	146	47
	不明	54	44	16
職業別	お勤め	9,278	3,152	1,009
	自営・自由業	1,076	305	92
	パート・アルバイト	2,579	769	225
	専業主婦・専業主夫	1,100	348	98
	学生	167	59	19
	無職	1,246	301	77
	その他	211	53	24
	不明	101	64	23

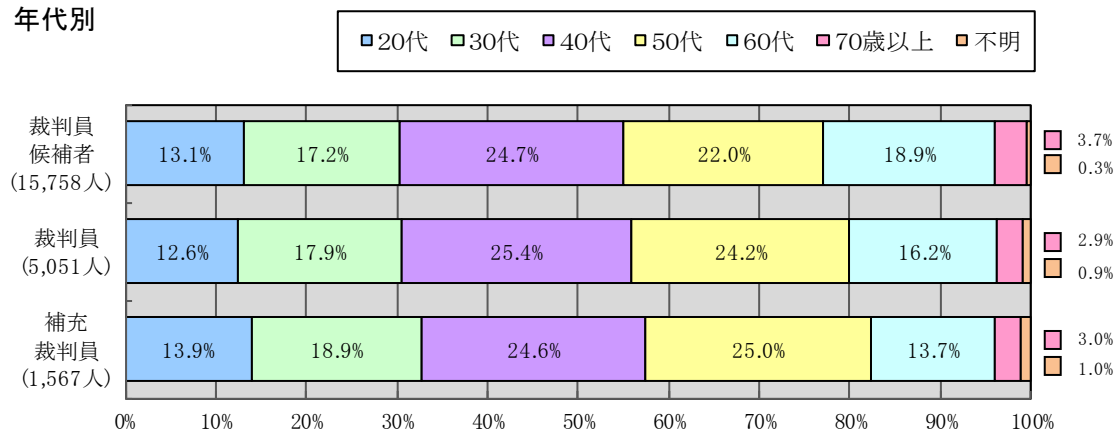
(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。  
2 「お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

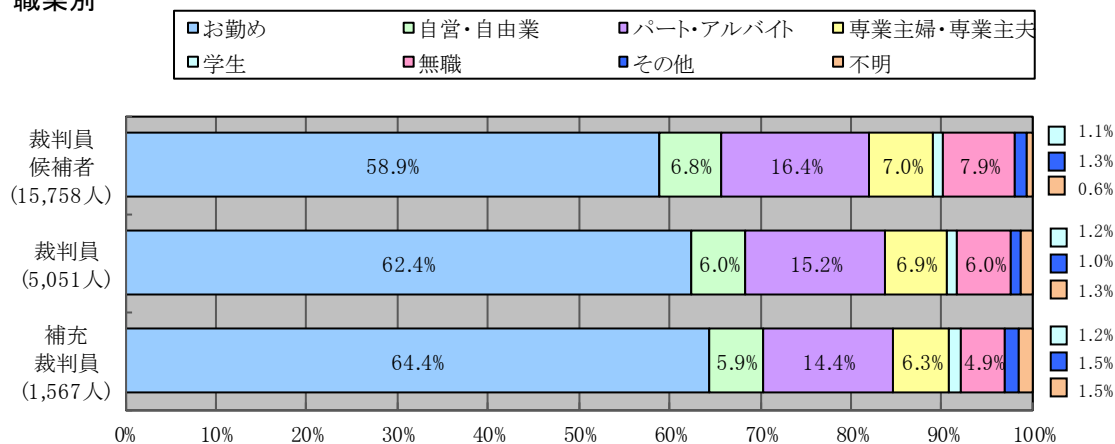
### 性別



### 年代別



### 職業別



図表2-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

		判 決 人 員							選任された 補充裁判員 数の平均	
		総数	選 任 さ れ た 補 充 裁 判 員 数							
			0人	1人	2人	3人	4人	5人		6人以上
総数		904	-	27	784	71	20	1	1	2.1
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3日	35	-	3	32	-	-	-	-	1.9
	4日	129	-	10	116	3	-	-	-	1.9
	5日	193	-	9	181	2	1	-	-	2.0
	6日	145	-	3	137	4	1	-	-	2.0
	7日	107	-	2	101	3	1	-	-	2.0
	8日	68	-	-	66	2	-	-	-	2.0
	9日	62	-	-	56	5	1	-	-	2.1
	10日	55	-	-	49	5	1	-	-	2.1
	11日以上	110	-	-	46	47	15	1	1	2.8

(注) 選任された補充裁判員数の平均は、  

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員		904	3	148	313	183	257
裁判員	総数	(0.19) 176	(0.33) 1	(0.08) 12	(0.13) 40	(0.17) 32	(0.35) 91
	宣誓拒否、出頭義務違反、欠格事由等、進行妨害	4	-	1	1	-	2
	その他の義務違反、不公平な裁判のおそれ、虚偽記載等	1	-	-	-	-	1
	辞任申立て	171	1	11	39	32	88
補充裁判員	総数	(0.11) 96	-	(0.09) 14	(0.06) 19	(0.09) 16	(0.18) 47
	宣誓拒否、出頭義務違反、欠格事由等、進行妨害	-	-	-	-	-	-
	その他の義務違反、不公平な裁判のおそれ、虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	68	-	7	12	12	37
	必要がないと認めたもの(法45条)	(0.03) 28	-	(0.05) 7	(0.02) 7	(0.02) 4	(0.04) 10

- (注) 1 延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。  
 3 ( ) 内は判決人員1人当たりの平均である。

(6) その他

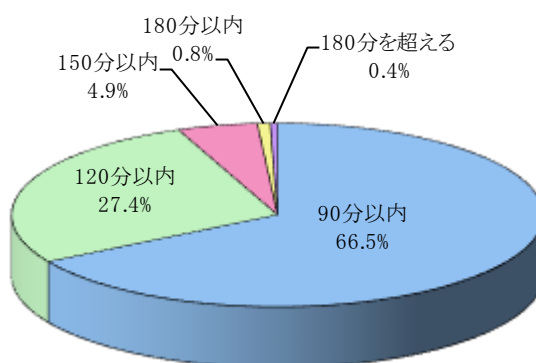
選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、87.8分であり、出席した裁判員候補者の平均は、27.4人である。

図表23 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

		判 決 人 員						出席した 裁判員 候補者 総数	
		総数	出席した裁判員候補者数						
			30人 以内	35人 以内	40人 以内	45人 以内	50人 以内		50人を 超える
総 数	904	674	135	62	20	7	6	24,729	
選 任 手 続 期 日 に 要 し た 時 間	90分以内	601	490	77	31	1	-	2	15,667
	120分以内	248	158	54	22	8	6	-	7,159
	150分以内	44	24	4	5	10	1	-	1,414
	180分以内	7	2	-	3	1	-	1	270
	180分を超える	4	-	-	1	-	-	3	219

(注) 延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員





5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数		
選定された裁判員候補者の総数	101,150 [111.9]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 注2	32,155 [35.6]	
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	68,995 [76.3]		→	呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) 注2	34,385 [38.0]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	24,729 [27.4]		→		
裁判員候補者の出席率(%)(e/(c-d)) 注3	71.5				

(注) 1 延べ人員である。

2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。

3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

4 [ ] は、総数を判決人員（実人員904人）で除した平均値である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。また、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

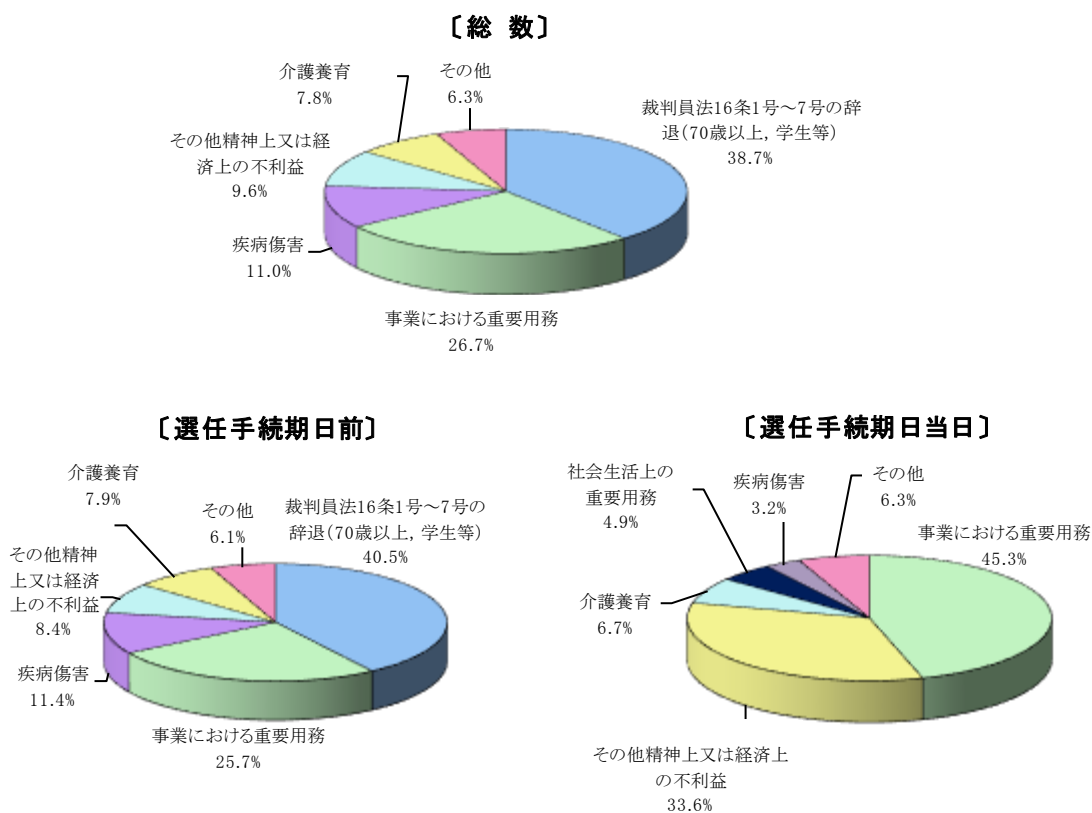
	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	904			
選定された裁判員候補者の数	101,150			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 67,639 <100.0>	(100.0) 31,342 <46.3>	(100.0) 33,139 <49.0>	(100.0) 3,158 <4.7>
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(38.7) 26,168	(69.6) 21,808	(13.0) 4,302	(1.8) 58
疾病傷害(法16条8号イ)	(11.0) 7,442	(14.9) 4,672	(8.1) 2,669	(3.2) 101
介護養育(法16条8号ロ)	(7.8) 5,283	(4.0) 1,245	(11.5) 3,825	(6.7) 213
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(26.7) 18,026	(7.0) 2,201	(43.4) 14,395	(45.3) 1,430
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.1) 744	(0.2) 67	(1.6) 523	(4.9) 154
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	(0.0) 6	(0.0) 1	(0.0) 5	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.8) 510	(0.3) 108	(1.2) 397	(0.2) 5
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.3) 863	(0.6) 181	(1.9) 642	(1.3) 40
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.8) 529	(0.2) 51	(1.2) 404	(2.3) 74
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 53	(0.0) 5	(0.1) 44	(0.1) 4
遠隔地(辞退政令5号)	(2.3) 1,537	(0.8) 258	(3.8) 1,261	(0.6) 18
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(9.6) 6,478	(2.4) 745	(14.1) 4,672	(33.6) 1,061

(注) 1 延べ人員(判決人員は実人員)である。

2 ( )は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

3 < >は辞退が認められた裁判員候補者の総数に対する割合(%)である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別<sup>\*12</sup>に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

\*12 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	66.9	-	59.6	65.1	65.5	65.0	66.8	65.9	68.7	67.9	71.6
東京地裁本庁	60.6	-	53.2	59.5	60.6	59.1	55.8	58.6	66.1	62.0	66.7
東京地裁立川支部	62.3	-	-	60.0	58.9	64.1	60.6	64.4	71.4	64.2	-
横浜地裁本庁	65.1	-	56.1	61.1	62.0	62.8	63.4	64.8	63.1	69.6	72.5
横浜地裁小田原支部	66.5	-	-	-	-	-	59.0	-	71.3	67.9	65.6
さいたま地裁本庁	64.7	-	-	60.3	65.4	65.8	66.8	64.3	61.2	65.0	69.0
千葉地裁本庁	66.7	-	-	63.6	65.3	60.5	65.5	66.8	64.8	68.8	71.4
水戸地裁本庁	68.4	-	-	61.2	66.1	66.0	68.8	66.7	80.0	74.2	71.9
宇都宮地裁本庁	68.4	-	-	67.6	67.5	75.2	70.0	-	69.2	-	66.3
前橋地裁本庁	70.2	-	-	70.0	69.0	70.4	-	-	-	70.8	-
静岡地裁本庁	67.1	-	-	65.6	-	-	-	-	-	61.2	70.9
静岡地裁沼津支部	72.0	-	-	-	67.4	71.5	-	-	68.0	82.1	-
静岡地裁浜松支部	71.4	-	-	69.0	65.6	-	-	69.1	64.7	-	75.7
甲府地裁本庁	65.8	-	-	-	63.3	63.5	-	-	-	68.1	-
長野地裁本庁	74.0	-	-	-	67.6	76.1	77.6	73.3	74.7	-	-
長野地裁松本支部	73.7	-	-	-	72.1	73.9	74.7	-	-	-	-
新潟地裁本庁	70.8	-	-	-	70.2	-	74.2	-	-	-	71.0
大阪地裁本庁	64.0	-	50.5	67.4	60.7	61.2	65.1	64.1	66.6	64.8	66.4
大阪地裁堺支部	66.1	-	64.0	64.9	62.2	67.5	70.5	-	62.5	70.0	67.6
京都地裁本庁	66.0	-	-	-	64.5	62.1	-	65.0	65.0	70.0	76.4
神戸地裁本庁	66.2	-	54.1	63.3	64.6	70.7	71.1	70.0	68.0	71.8	61.7
神戸地裁姫路支部	72.0	-	-	71.1	-	69.2	67.7	68.9	-	75.6	78.7
奈良地裁本庁	60.9	-	-	56.3	62.7	-	62.5	63.3	-	-	-
大津地裁本庁	69.4	-	-	62.4	62.7	71.1	72.2	-	-	-	75.7
和歌山地裁本庁	75.0	-	-	75.0	-	-	-	-	-	-	75.0
名古屋地裁本庁	68.0	-	65.0	67.9	64.0	65.5	65.5	71.7	73.2	67.2	68.4
名古屋地裁岡崎支部	61.2	-	-	62.4	58.4	54.7	60.0	-	-	75.7	60.9
津地裁本庁	68.1	-	-	66.5	65.5	70.1	61.7	70.0	70.7	-	-
岐阜地裁本庁	74.9	-	-	74.5	71.4	73.6	76.9	-	71.8	77.5	79.4
福井地裁本庁	63.9	-	-	-	-	64.2	-	-	63.6	-	-
金沢地裁本庁	65.4	-	-	-	62.0	63.8	-	-	64.0	63.6	74.5
富山地裁本庁	75.6	-	-	71.0	80.0	-	63.0	-	-	-	77.5

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表26つづき)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
広島地裁本庁	65.7	-	65.5	62.0	68.5	63.8	62.8	-	-	-	-
山口地裁本庁	70.9	-	-	70.8	69.5	74.0	-	-	-	-	-
岡山地裁本庁	69.6	-	69.0	64.0	69.1	67.7	69.4	-	72.5	-	70.8
鳥取地裁本庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松江地裁本庁	65.9	-	-	60.5	69.8	-	-	-	-	-	-
福岡地裁本庁	68.2	-	63.0	64.5	67.2	60.0	66.5	66.5	75.0	67.5	72.7
福岡地裁小倉支部	62.3	-	54.0	66.0	69.1	60.0	-	60.0	-	64.3	-
佐賀地裁本庁	58.9	-	-	-	58.9	-	-	-	-	-	-
長崎地裁本庁	71.6	-	-	70.3	-	73.6	71.4	-	69.2	-	-
大分地裁本庁	68.2	-	66.2	71.1	-	-	70.8	-	-	-	-
熊本地裁本庁	65.8	-	60.9	66.7	67.5	-	-	-	-	-	-
鹿児島地裁本庁	69.6	-	66.0	69.3	70.4	66.4	74.0	-	-	-	72.9
宮崎地裁本庁	69.6	-	-	68.9	67.8	-	-	-	66.2	-	72.6
那覇地裁本庁	61.4	-	-	58.3	57.9	55.7	-	-	-	65.5	68.4
仙台地裁本庁	71.4	-	-	-	71.7	63.3	72.5	-	62.3	-	75.3
福島地裁本庁	72.1	-	-	-	-	69.6	-	-	74.8	-	-
福島地裁郡山支部	72.7	-	-	-	80.0	-	68.0	73.8	-	72.7	-
山形地裁本庁	77.7	-	-	-	76.0	72.2	-	-	-	-	80.4
盛岡地裁本庁	67.5	-	-	66.7	71.3	65.5	68.8	-	-	-	-
秋田地裁本庁	67.0	-	-	-	-	67.0	-	-	-	-	-
青森地裁本庁	72.6	-	-	73.9	69.1	69.5	-	-	77.7	-	72.3
札幌地裁本庁	65.7	-	57.2	65.2	67.0	68.0	-	71.5	-	-	66.9
函館地裁本庁	72.2	-	-	-	71.0	74.6	-	-	-	-	-
旭川地裁本庁	71.7	-	-	-	65.0	-	-	-	-	-	78.3
釧路地裁本庁	71.0	-	-	68.3	73.1	-	-	72.9	-	-	-
高松地裁本庁	64.3	-	-	-	62.7	72.7	62.7	-	-	-	-
徳島地裁本庁	76.3	-	-	-	-	74.2	-	-	-	72.5	80.5
高知地裁本庁	73.2	-	-	70.0	73.8	-	-	-	-	-	-
松山地裁本庁	68.3	-	-	65.8	70.0	-	-	-	-	-	71.5

(注) 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)  
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	66.9	-	59.6	65.1	65.5	65.0	66.8	65.9	68.7	67.9	71.6
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	25.9	-	25.2	26.9	26.4	25.6	26.7	23.7	25.2	26.4	25.3
疾病傷害(法16条8号イ)	7.4	-	7.7	7.1	7.4	7.2	7.9	7.9	6.5	6.8	7.5
介護養育(法16条8号ロ)	5.2	-	4.0	5.3	5.0	4.9	5.0	5.7	5.6	5.5	5.5
事業における重要用務(法16条8号ハ)	17.8	-	14.1	15.5	16.1	16.6	17.2	17.8	19.1	18.1	22.6
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	0.7	-	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.6	0.9	0.8
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	0.0
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.5	-	0.6	0.4	0.6	0.5	0.5	0.7	0.4	0.5	0.4
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.9	-	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	0.8
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.5	-	0.4	0.5	0.4	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7
出産等への立会い等(辞退政令4号)	0.1	-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.5	-	0.9	1.3	1.5	1.4	1.3	1.4	1.8	1.8	1.8
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	6.4	-	5.2	6.4	6.3	6.6	6.1	6.5	8.1	6.3	6.1

(注) 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	101,150	6,740	11,627	16,940	2,190	5,320	9,682
辞退が認められた裁判員候補者の数	(66.9) 67,639	(68.4) 4,610	(69.4) 8,073	(69.0) 11,689	(64.3) 1,408	(62.0) 3,296	(64.5) 6,248
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		9,780	2,390	8,511	9,630	8,920	9,420
		(66.0) 6,455	(65.7) 1,570	(66.6) 5,667	(66.6) 6,410	(66.4) 5,920	(66.8) 6,293

(注) 1 延べ人員である。

2 ( ) は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。